

## 年金2（問題）

問題1. 以下の各問に答えよ。なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。

(28点)

(1) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の設立認可基準または設立認可基準取扱要領に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載せよ。

- ア 平成17年4月1日以降に設立する基金において、プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の5割程度までは確保していなければならないこととされており、その給付現価の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、数理債務の算定に用いるものと同じのものとする。
- イ 老齢年金給付の支給に関する権利義務を企業年金連合会又は他の基金に移転する中途脱退者の範囲は、加入員期間15年未満の範囲内で、規約で定めなければならない。
- ウ 加算年金の支給要件の設定にあたっては、原則として加算適用加入員期間、退職又は年齢を基準として定めることとしているが、退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件に加える場合には、新規加入者のうち80%以上の者が当該要件を満たすように設定することが必要である。
- エ 総合設立の基金内でグループ間を移動する場合に発生する後発債務については、一括償却する必要がある。
- オ 加算部分の給付額が複数個の給付額の合計額として算定される場合であって、その一部の給付額の給付に加入員の負担を伴うものがある場合には、当該給付の適用について、35歳以下の年齢又は10年以下の加入員期間による待期を設けることができる。

(2) 厚生年金基金の加算適用加入員に関する設立認可基準取扱要領について、次の①～⑩を適当な語句または数値で埋めよ。

- ・加算適用加入員は、原則として全加入員を対象とすること。
- ・企業の①、②、退職金規程等により、③、④、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を加算適用加入員とすることが困難な場合には、労働条件が同様の一部の加入員集団を加算適用加入員としないことができること。ただし、⑤の水準が、プラスアルファで5割（平成17年4月1日前に設立された厚生年金基金は1割）の水準を超えていない場合には、⑥が全加入員数の⑦存在すること。
- ・加入員が加算適用加入員となるまでに、ある一定の期間の待期を設ける場合は、次によること。

ア加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なとき又は入社後短期間に退職する従業員が非常に多い場合等の事由があること。

イ待期期間は、原則として、加入員期間又は年齢によるものとし、加入員期間による場合は⑧を超えてはならないこと。また、年齢による場合は⑨を超えてはならないこと。年齢と加入員期間により待期を設ける場合にあっては、年齢と加入員期間の待期期間を合算した数が⑩を超えないこと。

- ・加入員が加算適用加入員でなくなる時期は、原則として、加入員でなくなったとき又は規約で定められた加算適用加入員としない加入員となったときとすること。ただし、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、定年延長が実施される前の労働協約等に定められた定年年齢に達したときとすることができること。

(3) 厚生年金基金の予定利率の決定に関する厚生年金基金財政運営基準の記述について、次の①～⑨を適当な語句で埋めよ。

予定利率は次のアとイに留意して決定されていること。

ア 保有資産の①や②との関係に留意し、掛金を負担する者の③への対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における④を下回ってはならないこと。

イ ⑤、⑥などの専門家の助言など利用できる情報をできる限り多く参考にするとともに、⑦において予定利率の決定の根拠について⑧と⑨が行われていること。

(4) 次の表は、被用者年金各制度に関する平成17年度末の財政指標と、平成19年度の保険料率をまとめたものである。①～④は、それぞれ何制度を示しているか選択肢から選び、記号を解答欄に記入せよ。

年金制度名	年金扶養比率	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (%)
①	1.71	7.4 [7.5]	14.767
②	5.02	10.3 [10.6]	11.522
③	1.95	10.5 [10.7]	14.092
④	2.87	5.2 [5.2]	14.642

(注1) 年金扶養比率とは、適用者数を老齢(退職)年金の受給権者数で除した値である。

(注2) 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。

<選択肢>

- ア. 厚生年金保険
- イ. 国家公務員共済組合
- ウ. 地方公務員共済組合
- エ. 私立学校教職員共済

問題2. 以下の各問に答えよ。なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。

(32点)

(1) 平成19年4月に施行された厚生年金保険法の改正のうち、離婚時の厚生年金の分割制度に関し、次の①～③の間に答えよ。

①離婚時の厚生年金の分割制度について内容を簡記せよ。ただし、手続きや具体的な計算式は不要とする。

②第1号改定者が厚生年金基金に加入していた場合、徴収金（移換額）の移換先とその計算方法を簡記せよ。

③厚生年金基金の加入員あるいは受給者等が離婚した場合、厚生年金基金から支給される給付額の内容に関し、第1号改定者と第2号改定者に分けて簡記せよ。

(2) 指定年金数理人は、厚生年金基金財政の継続的な財政診断・助言を行うにあたり、厚生年金基金が四半期ごとに作成する業務報告書をもとに、年金数理の専門的な立場から掛金の見直しの必要性について判断することになる。これに関し、次の①～②の間に答えよ。

① 上記掛金の見直しの必要性についての判断に際し、具体的な観点を6つ挙げよ。

② ①の各々の観点に対し、掛金の見直しに繋がる事例を記載せよ。

(3) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の継続基準の財政検証において用いる許容繰越不足金に関し、次の①～②の間に答えよ。

①厚生年金基金財政運営基準に次の（ア）～（ウ）に掲げる方法のうち基金においてあらかじめ定めた方法により算定することとされている許容繰越不足金に関し、次の i～ix を適当な語句または数値で埋めよ。

（ア）財政検証の基準日における標準給与総額（当該事業年度の 3 月における  の月額総額の 12 倍と当該事業年度の 3 月以前 1 年間における  の額の総額を合算した額をいう。）に次の a と b に掲げる率を乗ずる方法

a 予定利率による （適年移行を行った基金については、平成 14 年 4 月 1 日から権利義務を承継した日までの年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を  から控除した年数）の確定年金現価率

b  に、基金のプラスアルファの水準（%）に 100 を加えた値を （平成 17 年 4 月 1 日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）にあつては ）で除して得た率を乗じて得た率を上限として、基金においてあらかじめ定めた率

（イ）財政検証の基準日における責任準備金の額に （資産評価の方式として数理的評価を用いている場合にあつては、）を上限として、基金においてあらかじめ定めた率を乗ずる方法

（ウ）前記（ア）に掲げる方法により算定される額又は前記（イ）に掲げる方法により算定される額のいずれか低い額とする方法

②前記①の（ア）（イ）各方法を採用した場合、基金設立以降の成熟過程にある基金において、年数の経過とともに許容繰越不足金はどのように推移するかを述べ、財政検証結果に与える影響の差異を考察せよ。なお、人員および給与の構成・給付設計は変わらないものとする。

(4) ある厚生年金基金の平成18年度財政再計算における基本部分の諸数値は以下のようになった。このとき、次の①～②の間に答えよ。

- ① 財政再計算における規約上標準掛金率を、厚生年金基金財政運営基準に定められている3通りの方法（掛金の切上げによる方法、数理上標準掛金率の差分を増減する方法、掛金差を上乗せする方法）で求めよ（計算結果は千分率（‰）で表示すること）。
- ② ①において、規約上標準掛金率および原始数理債務を求める標準掛金率に関し、財政運営上留意すべき点について述べよ。

《財政再計算前後における諸数値（基本部分）》

- ・ 数理上標準掛金率（再計算前）：30.85‰
- ・ 規約上標準掛金となるべきもの（再計算前）：31‰
- ・ 規約上標準掛金率（再計算前）：41‰
- ・ 代行保険料率（再計算前）：39.4‰
- ・ 数理上標準掛金率（再計算後）：28.67‰
- ・ 内、代行部分に係る数理上標準掛金率（再計算後）：27.67‰
- ・ 代行保険料率（再計算後）：37.6‰

問題 3. A、B いずれかを選択し、解答せよ。なお解答用紙は 3 枚程度とすること。

(40 点)

A. 現在、基礎年金は財源として、社会保険料に国庫負担を加えて運営されているが（社会保険方式）、これを税を財源として運営したらどうか（税方式）という意見がある。税方式の導入について、次の問に答えよ。

(1) 税方式導入によって解決されると考えられる現行制度（社会保険方式）の問題点を述べよ。

(2) 税方式導入の問題点を述べよ。

(3) 税方式導入に関して所見を述べよ。

B. 近年、運用環境の好転等により、剰余金が発生し、別途積立金を取り崩しての特別掛金の引下げもしくは給付増額を検討している厚生年金基金もある。これを踏まえ次の問に答えよ。

(1) 厚生年金基金において剰余・不足が発生させる要因として考えられるもののうち、確定給付企業年金や適格退職年金にはない厚生年金基金特有のものを挙げよ。

(2) 厚生年金基金において剰余金が発生している状況下、留意すべき点を述べよ。

(3) 別途積立金を取り崩して特別掛金の引下げもしくは給付増額を検討している厚生年金基金に対し、アクチュアリーとしてどのようなアドバイスをすればよいか述べよ。

## 年金 2 解答例

### 問題 1.

(1)	設問	正誤	正しい内容
	ア	×	代行保険料率の算定に用いるものと同一のものとしてされている。
	イ	×	加入員期間20年未満の範囲内で規約に定めなければならない。
	ウ	×	20年の加算適用加入員期間を満たす者のうち80%以上のものが当該要件を満たすように設定することが必要である。
	エ	×	一括償却することができる。
	オ	○	

(2)	①	労働協約	②	給与規程
	③	定年年齢	④	給与
	⑤	基本部分の年金給付	⑥	加算適用加入員及び待期者の合計数
	⑦	半数以上	⑧	五年
	⑨	二五歳	⑩	「二八」

※①と②、および③と④は順不同

(3)	①	長期的期待収益率	②	リスク
	③	掛金増加	④	下限予定利率
	⑤	年金数理人	⑥	証券アナリスト
	⑦	代議員会	⑧	十分な説明
	⑨	情報開示		

※①と②、⑤と⑥、および⑧と⑨は順不同

(4)	①	イ	②	エ	③	ウ	④	ア
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

問題 2.

(1)

①

- ・ 婚姻期間中の厚生年金保険料の算定基礎となった標準報酬月額及び標準賞与額（標準報酬額）を、離婚した場合に当事者間で分割する制度である。
- ・ 平成19年4月1日以後に成立した離婚が対象であり、婚姻期間中（平成19年3月以前も含む）における当事者双方の標準報酬額が分割の対象となる。
- ・ 離婚当事者は、按分割合（上限：1/2、下限：第2号改定者の分割前の持分を減らさない割合）について合意した上で分割を行う（裁判で按分割合を定めることも可）。
- ・ 離婚分割は、厚生年金や共済年金の報酬比例部分に限定されるため、基礎年金（1階部分）や厚生年金基金の上乗せ部分等（3階部分）には影響しない。

②

- ・ 移換先：国（政府）
- ・ 計算方法：  

$$\text{徴収金（移換額）} = \text{基金の最低責任準備金} \\
\times \text{第1号改定者の過去期間代行給付現価のうち婚姻期間分であって} \\
\text{第2号改定者の増額改定に当てる部分} \\
/ \text{基金の過去期間代行給付現価（離婚分割反映前）の合計}$$

③

- 第1号改定者
  - ・ 厚生年金に準じた取扱いのため、分割対象は婚姻期間中の代行部分のみ。そのため、第1号改定者は減額後の年金額が厚生年金基金から支給される。ただし、第1号改定者の代行部分について、分割による減額改定を行わない（従来通りの年金額を支給する）ことも可能であり、その際、減額しない部分は基金の独自給付となる。
- 第2号改定者
  - ・ 厚生年金に準じた取扱いのため、分割対象は婚姻期間中の代行部分のみ。
  - ・ 離婚分割による年金原資は国へ移換されるため、分割により増加する給付部分については、国から支給される。このため、厚生年金基金から支給する年金額は変わらない（厚生年金基金への影響はない）。

問題 2. (2 枚目)

(2)

①

ア：加入員数の変化

イ：設立事業所数の変化

ウ：標準給与の変化

エ：選択一時金の選択状況

オ：過去勤務債務の償却及び積立水準の回復の状況

カ：不納欠損の発生状況

②

ア：加入員数が直前の財政計算の基準日から 20%以上変動している場合

イ：過去勤務期間を通算する制度の場合で、設立事業所数に大幅な増加があり、決算で不足金が発生した場合

ウ：平均標準給与の伸展率について大幅な変動があり、決算で不足金が発生した場合  
給与体系の変更がある場合

エ：直近の決算時点において純資産が最低積立基準額または最低責任準備金の 105%のいずれか高いほうに近づいている場合で、選択一時金の裁定実績に大幅な増加があり、決算で非継続基準に抵触した場合

オ：未償却過去勤務債務残高のうち当年度予定償却が大幅に遅れている場合。積立水準の回復のために必要となった特例掛金が予定どおり徴収できないような大幅な変動がある場合  
ともに決算において不足金が発生した場合。後者については回復計画の見直しが発生する場合

カ：大きな不納欠損額、収納未済額が発生していて、決算において不足金が発生した場合

問題2. (3枚目)

(3)

①			
i	報酬標準給与	ii	賞与標準給与
iii	20年	iv	30年
v	1000分の7.7	vi	150
vii	110	viii	100分の15
ix	100分の10		

②
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛金収入現価を用いる方式では、人員・給与の構成が変わらず、給付設計に変更がないのであれば許容繰越不足金の額は一定であり、年数の経過とともに基金の資産規模が増大するにつれ、運用利回りが予定利率を下回った場合の利差損の額に対する割合は低下し、継続基準に抵触しやすくなる(=掛金見直しを保守的に行うこととなる)傾向がある。</li> <li>・ これに対し、責任準備金を用いる方式では、年数が経過するとともに許容繰越不足金も増加する傾向にあるため、利差損による継続基準抵触の可能性はあまり変わらないといえるが、抵触した場合には掛金への影響は大きくなる。</li> </ul>

問題 2. (4 枚目)

(4)	①
1. 掛金の切上げによる方法の場合	
① 規約上の標準掛金となるべきもの (再計算後) : 29‰	
② 免除保険料率 (再計算後) : 38‰	
③ 規約上標準掛金率 : $\max(①, ②) = 38‰$	
2. 数理上掛金率の差分を増減する方法の場合	
① 数理上標準掛金率 (再計算前) : 30.85‰	
② 規約上標準掛金率 (再計算前) : 41‰	
③ 数理上標準掛金率 (再計算後) : 28.67‰	
④ 免除保険料率 (再計算後) : 38‰	
⑤ 規約上標準掛金率 : $\max(② + (③ - ①), ④) = 39‰$	
3. 掛金差を上乗せする方法の場合	
① 規約上の標準掛金となるべきもの (再計算前) : 31‰	
② 掛金差 : $31‰ - 28.67‰ = 2.33‰$	
③ 免除保険料率 (再計算後) : 38‰	
④ 規約上標準掛金に上乗せした掛金差 : 0~2‰	
⑤ 規約上標準掛金率 : $③ + ④ = 38‰ + 0 \sim 2‰ = 38‰ \sim 40‰$	

②
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛金の切上げによる方法の場合、免除保険料率で代行部分の債務の増加分は賄えるものの、基本プラスアルファ部分を賄う掛金が徴収できないため、財政決算上の不足要因となる。</li> <li>・ 原始数理債務を求める標準掛金を (数理上標準掛金率 + 免除保険料率に上乗せした掛金差) とした場合、基本プラスアルファ部分の数理上標準掛金率 (基本部分の数理上標準掛金率 - 代行部分に係る数理上標準掛金率) の収入現価を二重に見込むことになる。このため、原始数理債務を求める標準掛金率に掛金差を上乗せする場合、掛金差は (基本部分の数理上標準掛金率 - 代行部分に係る数理上標準掛金率) 分だけ控除しておく必要がある。</li> <li>・ 原始数理債務を求める標準掛金率に掛金差を上乗せする場合、掛金差の収入現価相当額だけ未償却過去勤務債務額が減少することになるため、設立事業所の脱退時には、その減少分について財政上不足が生ずることになる。このため、当該差額を任意脱退掛金として徴収することが望ましい。</li> </ul>

### 問題 3 - A

#### (1)

以下の点について内容が分かるように記載されていれば良い。

- ・保険料の未納や制度未加入問題が発生すること。
  - ・保険料未納者からの保険料徴収に関する事務コストが高いこと。
  - ・第 3 号被保険者は、保険料を個別に納めなくても老後に基礎年金を受け取ることができるため、働く女性などからの不公平感があること。
  - ・保険料未払い者が将来貧困となった場合、生活保護の急増となり不公平感があること。
  - ・第 1 号被保険者については、現行所得の多寡にかかわらず定額保険料を負担しているが、低所得者に対しては負担が大きいとともに不公平感があること。
- 等々

#### (2)

以下の点について内容が分かるように記載されていれば良い。

- ・拠出に応じた給付とならず、自律・自助を基本とするわが国の経済社会のあり方と整合的でない（老後のために自ら準備するという意識の低下（モラルハザード）を招く）こと。
- ・所得、資産調査に基づく給付制限や給付水準の抑制につながり、所得保証の機能が大きく制限されること。また、これによる調査コストも必要になること
- ・税方式は社会保険方式と違い、給付と負担の関係が明確でないため、制度の健全性、持続可能性について、現行よりわかりにくくなること。
- ・（例えば消費税率を改定するとして）消費税を高齢化社会に対応する財源として位置づけるのは良いが、介護、医療、少子化対策等に優先して基礎年金の財源とすることに合意が得られるかに懸念があること。
- ・税収入の場合、社会保障以外の目的に使用される可能性があること。
- ・生活保護との関係が不明瞭になること。
- ・少子高齢化に伴う給付費の増大に要する税財源の確保には困難がある（景気の変動により税収の変動がおこるため安定的な税財源の確保には無理がある）こと。
- ・税財源による一律の給付に加えて、これまでの保険料納付に対応した給付を行わなければならない（税方式への移行時）等の問題があること。また、移行におい

では経過措置期間が超長期になることが想定されること。

- ・第2号被保険者における会社負担分の取扱い（負担軽減分を従業員へ転化するの  
かどうかによって負担の不公平感がでること）
  - ・保険料を払い終えた年金受給世代も税金を支払うことになり、2重の負担となっ  
てしまうこと。
  - ・基礎年金費用を目的間接税等とする場合、目的間接税は低所得者にとって負担の  
重い逆進性があるため、世代内の公平性が確保できないこと。
- 等々

### (3)

以下のような論点についての考察から、税方式と社会保険方式のどちらが（または社会保険方式を維持しながら、国庫負担率を上げる等）望ましいか、各人の考え方を述べること。

論点：社会保障制度としてどう位置付けるか

- ・国民皆年金を実現するか。
- ・最低所得保障としての年金をどう考えるか（すべての高齢者の基礎的な生活保障  
を行う役割と位置付けるか）
- ・現行制度も社会保険方式と税法式の組み合わせともいえるがそこをどう整理する  
か（生活保護を含めた考えた場合、また国庫負担の位置付けを考えた場合）
- ・制度の安定化をどのように図っていくか。

論点：制度設計の問題

- ・生活保護との関係・位置付けをどのように整理するか。
- ・基礎年金部分に加え、報酬比例部分との関係・位置付けをどのように整理するか。
- ・賦課方式、積立方式に関する整理をどうするか。どのような方式を志向するか。

論点：財源調達

- ・税財源の税目により、現行の国民年金の定額保険料による逆進性の問題を緩和さ  
せる事が出来るか。
  - ・全国民が広く負担する消費税を財源とするか。あるいはその方法が不公平感のな  
い方法か。
- 等々

### 問題 3 - B

#### (1)

以下の点について内容が分かるように記載されていれば良い。

- ・平成16年厚生年金法改正に伴い、厚生年金基金の代行部分の債務は最低責任準備金とすることとされたが、それまでに責任準備金調整額を資産計上していなかった厚生年金基金にあつて新基準で財政計算を行う場合、当該部分が剰余要因として発生する。
- ・最低責任準備金の転がし利率は、厚生年金本体の実績をもとに1年9か月遅れて適用されることになり、代行部分（最低責任準備金）の利差は実際の利回りと当該転がし利率との差によって生じる。
- ・最低責任準備金の算出にあたって、代行給付額を在老等の実績も反映した実額そのものとする方式と代行相当額に0.875を乗じた理論値とする方式が用いられるが、後者の場合は実際の給付額との乖離分が差損益となる。
- ・中途脱退者にかかる連合会移換現価率算定に用いられる予定利率の3.2%と、基本乗せ部分の予定利率との乖離により差損益が発生する。
- ・離婚分割や在職老齢年金の範囲拡大等、厚生年金保険本体の法改正に伴い、厚生年金基金が影響を受ける事項に関し、実績の把握が困難等の理由で基礎率として織り込まれないものがある場合、実態との乖離により差損益が発生する。
- ・原始数理債務算出のための掛金に上乘せされている掛金差がある場合、人員(給与)変動等により差損益の要因となる。
- ・基本部分の標準掛金を切上げ方式で設定している場合、基本乗せ部分に関する掛金が不足することとなり、恒常的に不足金の要因となる。
- ・代行保険料率が免除保険料率の範囲に収まらない場合、剰余・不足の要因となる。
- ・毎年の予算で設定する特例掛金がある場合は剰余の要因となる。

等々

#### (2)

以下の点について内容が分かるように記載されていれば良い。

- ・財政決算時に剰余金が生じていても財政再計算時に計算基礎率の洗い替えを行うことにより債務が増加し、掛金上昇を抑制するために剰余金を取り崩さざるを得ない事態が発生するなど、決算と再計算で連続性がないこと。

- ・貸借対照表上の剰余金は、いわゆる継続基準でのものであり、剰余金が発生している状態であっても、非継続基準が未達であることもあり、剰余金の状態であることを持つて必ずしも財政上の余裕があるとは判断できないこと。
- ・資産評価の方法として時価評価を採用している基金の場合、単年度の利回り実績の影響を受け、剰余金が少なからず変動する恐れがあること。剰余金は将来の給与のベースアップ・死亡率の低下等に備える性格もあるが、年数の経過にともなう年金資産の増加とともに基金の人員規模に対する剰余金変動の割合が増大し、計算基礎率の変動のバッファとして不安定になること。
- ・剰余金は制度全体で保有するものであり、総合型もしくは連合型設立の基金で給付増額等に剰余金を活用する場合、事業所間の公平性を意識して取り扱う必要があること。
- ・未償却過去勤務債務が存在しつつそれを上回る額の別途積立金を保有しているような場合であっても、事業所脱退にかかる特別掛金収入現価等の一括拠出が必要であるが、公平性の観点からも別途積立金の保有水準に関するコンセンサスを得ておく等の配慮が必要であること。

等々

### (3)

以下の点等に触れながら、アクチュアリーとしてのアドバイスについて各人の考え方を述べること。

- ・回復計画策定中の基金においては、特別掛金引き下げにより、回復までの期間が遅延して回復計画を再策定するような事態にならない範囲で引下げ幅を考慮する必要がある。
- ・基本部分において、原始数理債務を算出するための標準掛金に含めた掛金差がある場合は、見かけの剰余が発生している状態ともいえるので、当該差を先に解消することも検討する必要がある。
- ・総合型基金においては、特別掛金の引下げは事業所編入を容易にする効果もあるが逆に任意脱退を誘発しかねない面もあり、妥当な水準について十分な検討が必要である。
- ・総合型基金のように、いったん掛金の引下げを行うと再度の引上げが困難であると予想されるような場合は、特別掛金の償却年数の短縮で対応することも考えられる。
- ・年金ALM等、将来の財政状況を把握するためのシミュレーションを行い、継続・非継続基準等のある程度の余裕を持つてクリアするための掛金水準等を検証する

ことも有効である。また同時に安定的な財政運営のために予定利率の引下げを検討することも考えられる。

- ・給付増額は、一旦行えば原則として5年間は給付減額が不可となることを踏まえ、各事業所の長期的な掛金負担能力を考慮して慎重に対応する必要がある。
- ・最低責任準備金の転がし利率は厚生年金本体の実績から1年9か月遅れて適用されることになるため、行おうとする変更計算の計算基準日とする決算期準日以降に適用される転がし利率と直近の基金の運用状況を比較し、次年度決算で発生すると見込まれる当該転がし利差による過不足を考慮に入れる必要がある。

等々